

## 名張市立病院産業廃棄物処分業務委託 仕様書

この仕様書は、名張市立病院から排出される、廃プラスチック類、ガラス屑(以下「産業廃棄物」という。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定、マニュアル等に基づき、発注者が受注者に委託する処分業務に関する事項を規定する。

### 1. (委託内容)

発注者が排出及び搬入する産業廃棄物の処分業務を受注者に委託する。

- 年間排出数量 廃プラスチック類 18,000Kg程度 ガラス屑 2,000Kg程度  
※排出数量は変動する場合があります、各数量を保証するものではない。
- 排出形態 廃プラスチック類:市販特厚口ポリ袋 70ℓ用(青色)にて排出する。  
ガラス屑:ダンボール箱(外寸約46cm×32cm×21cm)にて排出する。
- 搬入場所 原則として名張市立病院から概ね車で片道1時間以内とする。
- 搬入日時 原則として平日午前9時から午後5時までの間とする。  
詳細な時間については協議により決定する。

### 2. (契約期間)

本契約期間は令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間とする。

### 3. (処分に関する事項)

発注者から排出される産業廃棄物が、適正に処分されるよう次のように行うこと。

- (1)発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は関係法令に定める保管基準を遵守し、速やかに処分を行うこと。
- (2)発注者から委託された産業廃棄物は、関係法令等に基づき許可された処理方法により適正に中間処理を行うこと。

### 4. (再委託の禁止)

受注者は、この契約による業務を他の者に委託してはならない。

### 5. (計量及び電子マニフェストへの登録)

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、電子マニフェストシステムの受渡確認票を受注者に提出する。受注者は、受入時に計量し、廃棄物処理法に定める期限内に電子マニフェストの登録を行うこと。

### 6. (義務と責務)

- (1)受注者は、本業務で扱う品目にかかる産業廃棄物処分業許可証の写しを発注者に提出するものとし、後日許可事項の変更があった場合についても同様とする。
- (2)発注者は、業務に支障を生じさせる恐れのある物質が混入しないよう注意する。
- (3)受注者は、発注者から委託された業務の完了まで、関係法令を遵守し、適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
- (4)処分施設に事故や異常が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、必要な措置をとること。
- (5)処分施設を変更する場合は事前に発注者へ報告し、承認を得ること。
- (6)発注者が必要と認めるときは、受注者の処分施設の状況について確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力すること。

#### 7. (委託料)

委託料は毎月の処分量に応じて支払うものとする。

なお、契約締結日から令和8年9月30日までは準備期間とし、支払いは生じない。

また、処分にかかる金額が経済情勢の変化等により不相当になったときは、双方の協議によりこれを改訂することができる。

#### 8. (契約の解除)

発注者は、受注者が次に掲げるいずれかに違反した場合、本契約を解除できる。

- ・本仕様に違反したとき
- ・許可が取消しになったとき
- ・業務停止命令を受けたとき
- ・本業務の履行に重大な影響を及ぼす行政処分を受けたとき
- ・重大事故を発生させたとき
- ・電子マニフェストを適正に処理せず、改善されないとき

#### 9. (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決定する。

名張市立病院産業廃棄物処分業務委託仕様書

件名	名張市立病院産業廃棄物処分業務委託
場所	名張市立病院から概ね車で片道1時間以内
年間総額	一金 円也
	(内消費税額 円)
期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

仕様内訳書

NO.	名 称	予定数量	単位	単 価	金 額	備 考
	名張市立病院産業廃棄物処分業務委託					
1	処分業務(廃プラスチック)	18,000	kg			
2	処分業務(ガラス屑)	2,000	kg			
	小計					
	消費税	10	%			
	合計					